

国民健康保険被保険者のみなさまへ ～接骨院や整骨院のかかり方についてのお知らせ～

接骨院や整骨院（柔道整復師）にかかる場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。施術を受ける前に国民健康保険が適用される範囲を正しく理解して利用しましょう。

国民健康保険証が使えるのは、原因のはっきりしているねんざ、打撲など負傷原因がはっきりしている場合で、接骨院や整骨院で施術を受ける場合、日常からくる肩こりや疲労などへの施術に国民健康保険はつかえません。（健康保険が使える旨を看板などに記載をしている場合も同様です。）

外傷性が明らかなケガなど
原因のある痛み

○打撲、ねんざ、肉離れ、骨折、脱臼

例えば…荷物運びで腰を痛めた時や、
階段で足をひねった時。
日常生活やスポーツでねん
ざをしたり骨折した場合



保険証が使えます

病気（内科的疾患）
原因不明の痛み

- 疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- スポーツなどの筋肉疲労からの回復目的
- 病院や診療所などで、同じ負傷を治療している
- 工作中や通勤途上に起きた負傷（労災保険が適用される）



保険証が使えません

柔道整復師の施術を受ける際の注意点

- ・ケガの原因を正しく伝えましょう。
ケガ（痛み）の原因を正しく伝え、国保の対象になるかどうかを相談しましょう。
- ・領収書は必ず受け取り、保管しましょう。
柔道整復師は領収書を無料で交付することが義務付けられています。
後日施術内容を照会する場合があるので、必ず受け取り大切に保管してください。
- ・療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名しましょう。
白紙の用紙にサインをしたりすると間違った請求につながる恐れがあります。

